

普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐に断固反対する意見書

在沖米海兵隊は、普天間基地の滑走路修復工事を1月10日から4月ごろまでの約3カ月間行うことを理由に固定翼機13機を一時的に嘉手納基地へ移駐することを昨年12月28日に発表した。

5年前にも滑走路修復工事が行われ本市議会は、新たな爆音被害と事故等、各種の基地被害につながるものであると中止を求めてきたにもかかわらず、再び嘉手納基地へ移駐させることに對し強い憤りを覚える。

嘉手納基地周辺住民は、広大な米軍基地の過重負担を背負わされた中で戦闘機の深夜・早朝におよぶ飛行訓練やエンジン調整、また、外来機の飛来等、嘉手納基地の過密な運用に伴う騒音や事故等、危険性は増すばかりである。このような現状の中、普天間基地所属航空機（海兵隊固定翼機）が移駐することは、基地周辺住民にとってさらなる基地負担を強いるばかりか、不安と恐怖をおもものであり断じて容認できるものではない。

よって、沖縄市議会は市民の生命・財産・平穏な生活を守る立場から普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐に断固反対するとともに、下記事項について強く要求する。

記

1. 普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐を中止すること。
2. 嘉手納基地の負担軽減を具体的に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年1月28日
沖 縄 市 議 会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長 沖縄県知事